



# 令和 5 年度

## 亀岡市職員採用試験要項

### 【令和 5 年 6 月実施試験】

#### 求める人材像

亀岡市は、日本初のセーフコミュニティ認証都市、環境先進都市の実現に向けた取組など全国に先駆けたチャレンジをするまちとして発揮してきた存在感を活かすとともに、国際社会で活動が始まる「SDGs」の理念を共有する「SDGs 未来都市」として人に選ばれるまちを目指しています。

そのために私たちは、次の時代をリードするまち（リーディングシティ）の実現に向けて、「市民と協働してまちづくりを進めることができる」、「勇気、元気、やる気をもって自らチャレンジすることができる」、「これまで培った多彩な経験を市政に活かすことができる」人を求めています。

- 1 次 試 験 日 : 令 和 5 年 6 月 3 日 ( 土 )
  
- 受 付 期 間 : 令 和 5 年 4 月 2 8 日 ( 金 ) ~ 5 月 1 9 日 ( 金 )  
※原則、インターネット申込みです。  
※インターネット申込みができない方は、必ず5月10日(水)午後5時までに  
問い合わせてください。

#### <チャレンジ方式を実施>

チャレンジ方式では教養試験を行わず、面接試験と論文試験を実施します。

従来の教養試験に替えて面接試験を行うことで、より人物重視の選考を行い、これまで培ってきた分析力・企画力・行動力などの能力や多彩な経験を市政の幅広い分野で活かすことにチャレンジする人を採用するために実施するものです。

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施します。

## 1 試験区分、採用予定人数及び受験資格など

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	チャレンジ方式 総合土木 (土木・農業土木・造園) (上級)	5名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校(同程度と認めるものを含む。)以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和6年3月31日までに修得し卒業する見込みの人
チャレンジ方式 学芸員		若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を日本史学専攻で卒業(令和6年3月31日までに卒業見込みを含む。)し、学芸員資格を有しており(令和6年3月31日までに取得見込みを含む。)、博物館における歴史・民俗分野の調査等について、知識・経験を有する人

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能です。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能です。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがあります。

※受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消す場合があります。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 1次試験の日時など

- (1) 日 時 令和5年6月3日(土) 午前9時30分から(開場時間 午前9時10分)
- (2) 場 所 亀岡市役所 203会議室
- (3) 試験方法

試験時間	内容	
9:40~10:30 (50分)	論文試験	規定課題に基づく文章作成
10:40~*	個別面接試験	主に人物能力や意欲などについての面接

※個別面接試験が終了した方から随時解散となります。

- (4) 携行品 受験票、筆記用具(HBの鉛筆、黒ボールペン、消しゴム)

### 3 2次試験及び3次試験

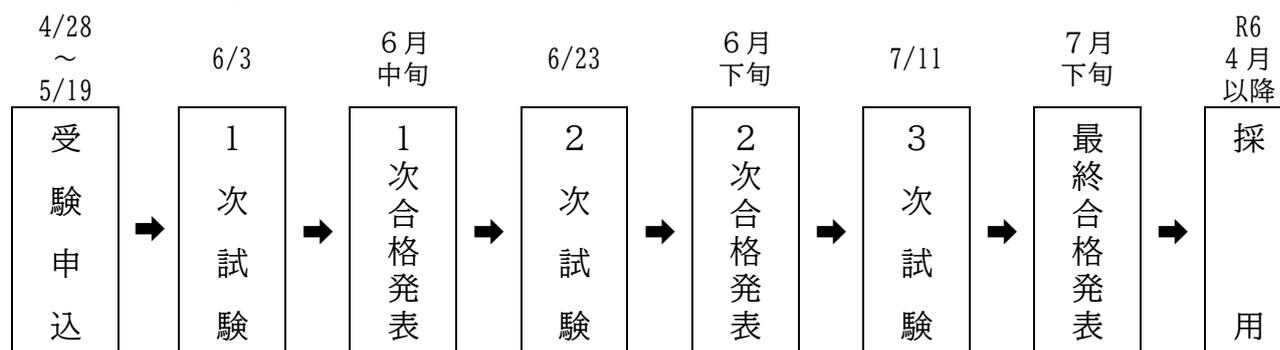
内 容			日時及び場所
2次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲などについての面接	令和5年6月23日（金） 具体的な時間や場所は1次試験合格者に対してのみ通知します。
3次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲などについての面接	令和5年7月11日（火） 具体的な時間や場所は2次試験合格者に対してのみ通知します。

#### <採用試験受験にあたっての注意>

自然災害などの発生により、試験が中止または延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合があります。

なお、中止、延期または変更が生じた場合の通知等は、市ホームページなどで行います。

### 4 採用までの流れ



- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、当市のHPで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書通知を行います。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示します。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日以降必要に応じて採用されます。ただし、最終合格者と調整し、令和6年3月31日以前に採用する場合があります。
- (3) 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日までです。

### 5 勤務条件等

- (1) 初任給については次のとおりです。

(参考：令和5年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒
196,312円	177,126円

- ・職歴や学歴などにより給料月額が増減する場合があります。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給されます。

- ・初任給は、採用前の給与改定などにより変更になる場合があります。
- (2) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付などが受けられます。
- (3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。(一部特定屋外喫煙所を設けています。)

## 6 受験申込の手続き

インターネットで申込みをしてください。

※インターネットによる申込みができない場合は、5月10日(水)午後5時までに亀岡市市長公室人事課まで問い合わせてください。なお、それ以降の対応はできません。

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>試験要項などをよく読んだ上で</u>、指定のフォームに必要事項を入力し、送信してください。</li> <li>● 申込みが正常に終了した場合、申込番号を記載したメールを送信します。以後の手続きに必要なので、<u>印刷するなどして必ずそれらの番号を控えておいてください。</u></li> <li>● 申込内容に不備などがある場合は、亀岡市市長公室人事課から確認の連絡をすることがあります。確認ができなかった場合は、申込みの受付ができないことがあります。</li> </ul>
申込受付期間	<p><b>&lt;令和5年4月28日(金)～5月19日(金)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月19日(金)までに正常に到着したものに限り受付を行います。</li> <li>● 申込受付期間終了直前は、サーバーが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。</li> </ul>
受験票など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込受付期間終了後に受験票などの配信をお知らせする電子メール (no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp) を送信しますので、電子メールが届きましたら、速やかに受験票及び確認票の印刷を行い、試験当日に持参してください。</li> </ul>

※心身に障がいがあり、受験に際して配慮が必要な場合は、申込様式に記載欄を設けていますのでご利用ください。

## 7 試験結果の開示

この採用試験で合格されなかった人は、本人の成績（総合順位のみ）について口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票など）を持参のうえ、合格発表の日から2週間以内に直接人事課までお越しくください。開示受付時間は午前9時から午後5時（土・日曜日、祝日を除く）までとなっております。なお、電話・はがき等による請求では開示できません。

### ○問い合わせ先

亀岡市役所 市長公室 人事課 （市役所6階）

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 （代表）

0771-55-9451 （直通）

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>